

広島県立文書館

■公文書管理条例制定に向けた広島県の取組と課題

広島県立文書館からは、「公文書管理条例制定に向けた広島県の取組と課題」と題してポスター展示を行った。

広島県では、公文書管理条例の制定を見据えて平成22年4月に検討会議を開き、5月から10月までの間にワーキンググループを計6回開催した。その検討内容を踏まえ、今回のポスターでは、公文書管理法に対応した条例の眼目と、今後の実務（文書管理）の改善に向けて必要な事項を列挙した。

条例の眼目としては、1) 条例による統一的な文書管理ルールの整備、2) 説明責任を果たすために必要な文書作成義務の明確化、3) 現用・非現用を通じた文書管理の徹底（レコードスケジュールの導入、全ての現用文書の保存年限有期限化、文書館長による廃棄対象文書の移管審査の実施）、4) 外部有識者で構成する機関の設置、5) コンプライアンスを確保する仕組みの整備（文書管理状況について知事への報告・公表、ファイル管理表の公表）の5点を示した。

また、今後の実務（文書管理）の改善に向けて必要なこととして、レコードスケジュール作成のための手引きが必要であることを記した。特に、現行のファイル管理表について実際の業務とマッチしていない部分を見直し、「業務活動の体系」に沿った文書分類を行うべきことを、教育委員会文化財課の場合を例に図示した。

当館としては、公文書管理条例制定の有無に関わらず、文書管理の改善に向けた取組みを今後も推進する必要があると考えている。

（西向宏介）